

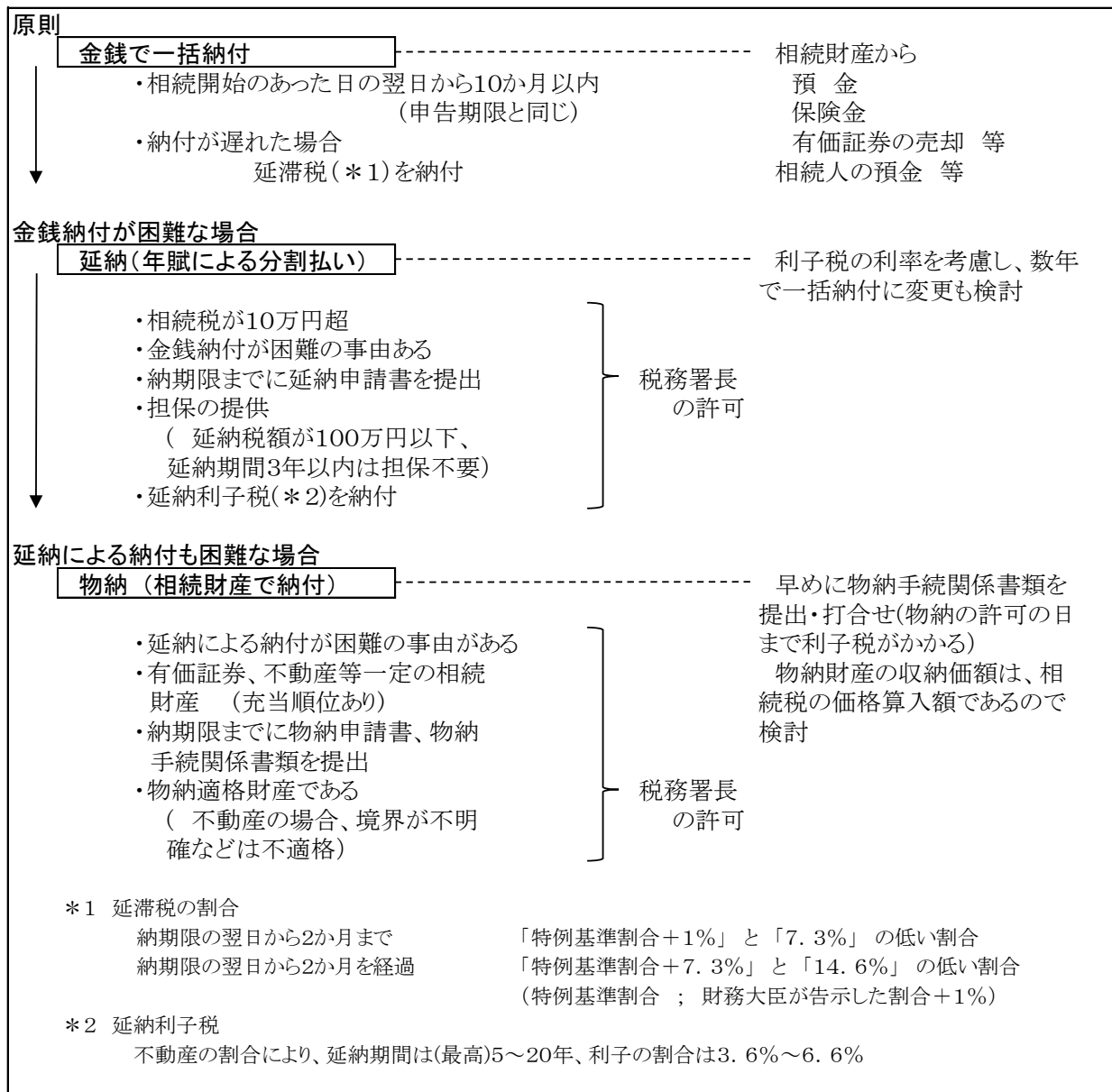
優和の“相続”かわら版

「納付方法の検討」

田舎のおやじの相続をしました。思ったより地方都市の不動産(土地)の評価が高く、また、年金暮らしであったため預金等はありませんでした。私および兄弟もサラリーマンで余裕の蓄えはありませんでした。

相続税の納付方法を検討しました。

相続税は金銭で一時に納付することが原則ですが、金銭納付が困難な場合、一定の要件を満たし、税務署長の許可を受けて「延納」や「物納」による納付をすることができます。



物納管理処分不適格財産では物納できませんので、隣接地の地主と境界杭を確認し、柵を囲い、雑草を刈り、がれきを撤去し、やっと収納して戴きました。土地の相続税評価が高かったのでもっとしています。